

【 検査 】

3 2 9 前立腺肥大症の疑い等に対する残尿測定検査の算定について

《令和6年10月31日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD216-2残尿測定検査の算定は、原則として認められる。
 - (1) 前立腺肥大症疑い
 - (2) 神経因性膀胱疑い
 - (3) 過活動膀胱疑い
- ② 次の傷病名に対するD216-2残尿測定検査の算定は、原則として認められない。
 - (1) 神経性頻尿症疑い
 - (2) 前立腺癌
 - (3) 膀胱結石症
 - (4) 尿道結石症
 - (5) 膀胱尿管逆流
 - (6) 遺尿症
 - (7) 夜尿症
 - (8) 膀胱結核

○ 取扱いを作成した根拠等

残尿測定検査は、排尿後の膀胱内の残尿量を測定して膀胱機能や下部尿路の状態を診断するものであり、厚生労働省通知※に「前立腺肥大症、神経因性膀胱又は過活動膀胱の患者に対し、超音波若しくはカテーテルを用いて残尿を測定した場合に算定する」と示されている。したがって、本検査は、上記①の疑い傷病名に対する算定は妥当であるが、上記②の傷病名は通知の要件を満たさない。

以上のことから、上記①の傷病名に対するD216-2残尿測定検査の算定は原則として認められるが、上記②の傷病名に対する算定は原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について